



## 12月期末勤勉手当の支給率の確認を

12月期末勤勉手当について給与支給明細書（職員ポータルからダウンロード）で自分の支給率を確認しましょう。

今年度、月例給、一時金の人事委員会勧告引き上げ分（一時金は0.1月）については、12月県議会での提案後、確定予定です。年内の差額支給を強く求めています。

### あなたの支給率はどうなっていますか？

<給与表の見方>

平成 年 月 期末勤勉手当  給与支給明細書

職員番号	氏名	出納区分			
給料表	級号給	掛金区分			
支払区分	所管課	科目			
支給内訳	給料・報酬	給料の調整額	教職調整額	養手当	地域手当
	支給率	減ずる額	期末(期末特別)手当	給料の調整額	教職調整額
	基礎加算額	地域手当	支給率	勤勉手当	

**確認する場所はここ!!**

<勤勉手当支給率の推移>

勤勉手当支給率	特に優秀 (A)	優秀 (B)	良好 (C)	良好でない	自分の支給率を記入しましょう
2008年 6月	0.91	0.81	0.73	0.73未満	
12月	0.91	0.81	0.73	0.73未満	
2009年 6月	0.86	0.76	0.68	0.67未満	
12月	0.86	0.76	0.68	0.67未満	
2010年 6月	0.86	0.76	0.68	0.67未満	
12月	0.81	0.71	0.63	0.62未満	
2011年 6月	0.835	0.735	0.655	0.645未満	
12月	0.835	0.735	0.655	0.645未満	
2012年 6月	0.835	0.735	0.655	0.645未満	
12月	0.835	0.735	0.655	0.645未満	
2013年 6月	0.835	0.735	0.655	0.645未満	
12月	0.835	0.735	0.655	0.645未満	
2014年 6月	0.835	0.735	0.655	0.645未満	
12月	0.835	0.735	0.655	0.645未満	
2015年 6月	0.86	0.76	0.68	0.67未満	
12月	0.86	0.76	0.68	0.67未満	
2016年 6月	0.94	0.84	0.755	0.745未満	
12月	0.94	0.84	0.755	0.745未満	
2017年 6月	1.05	0.935	0.83	0.82未満	
12月	1.05	0.935	0.83	0.82未満	
2018年 6月	1.075	0.96	0.855	0.845未満	
12月	1.075	0.96	0.855	0.845未満	

### <期末勤勉手当について>

期末勤勉手当の支給割合は年間で4.35月ですが、新昇給制度導入により、良好（C）の場合の支給割合は4.31月となります。

	期末手当	良好(C)の場合の勤勉手当	計
6月期	1.225月	0.855月	2.08月
12月期	1.375月	0.855月	2.23月
計	2.60月	1.71月	4.31月

### <再任用教職員の一時金について>

期末・勤勉手当の支給割合は年間で2.3月です。人事院勧告引き上げ分（一時金は0.05月）については12月議会での提案後確定となります。

	期末手当	勤勉手当
6月期	0.65	0.425
12月期	0.80	0.425
計	1.45	0.85

#### 勤勉手当支給率

優秀	勤務成績が優秀な職員	0.445
良好	勤務成績が良好な職員	0.41
良好でない	勤務成績が良好でない職員	0.41未満

再任用者は新昇給制度の対象外でしたが、国家公務員や知事部局ではすでに成績率が導入されていることから、県教育委員会の再任用者についても昨年12月期の勤勉手当から新昇給制度が導入されました。

### なぜ確認が必要なの？ (11.9合意)意味

2008年に新昇給制度が導入されるにあたり高教組は、岩教組・県立学校事務職組・高現組・県教委事務職組と教公連を組織し、県教委と交渉しました。

県教育長と4度直接交渉を行い、その結果、教公連の要求がほぼ受け入れられました。教育長の回答には「学校がチームワークで運営されていることから、教職員すべてが努力し、とりくむ観点からの制度とする必要があること」「教職員間の信頼関係を維持しながら実施する必要があること」(11.9合意)とあり、これは一定期間内で全員を上位区分に該当させること、透明性・納得性が必要であることを意味します。

## 自分の内申が「変だな？」と思ったら問い合わせをしましょう

過去の給与履歴で自分の内申に疑問を感じたら、組合本部または県教委の相談窓口にお問い合わせをしましょう。過去の内申状況が分からない場合は校長に確認できます。校長は、教職員から内申状況を問われた時は見せなければならないことになっています。

### 教職員のための「新昇給制度」の県教委の相談窓口

教職員からの新昇給制度の運用等に関する相談に対応するため、県教育委員会事務局内に相談窓口が設置されています。気軽に相談してください。相談によって不利な扱いを受けることはありません。

#### 新昇給制度に係る相談窓口（県教委）

TEL：019-629-6123 E-mail：kyouishinsyokyu@pref.iwate.jp